平成２１年（フ）第８３６号
岐阜市御手洗389番地５　マウンティンみたらい２－Ｂ
債務者　宗田　弘明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４７号
岐阜市宇佐４丁目３番３―1102号　ハイツ宇佐３号棟
債務者　大野　**酵**子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８５６号
岐阜県羽島郡岐南町三宅７丁目10番地
債務者　中村　純市
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８６４号
岐阜市鏡島2119番地
債務者　伊藤　　悟（旧姓細江）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４０号
愛知県半田市寺町163番地の12
債務者　飯田　千加
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５７号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘８棟104号
債務者　渡辺ともみ
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５９４号
名古屋市南区桜台２丁目１番14号　コーポ岩田201号
債務者　山田登喜子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５９号
名古屋市熱田区三番町22番２号　カーサ千年102号
債務者　宮城　宏章
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８０号
名古屋市千種区高見１丁目19番23号　メゾン・ド・ティセ312号
債務者　石丸亜希子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４８号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘19棟106号
債務者　古田みや子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２９号
兵庫県三木市吉川町大沢25番地の20　サニーヒル吉川301号、従前の住所兵庫県三木市吉川町吉安220番地の１　井之上ビル
債務者　山本　由香
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４９７号
神戸市兵庫区佐比江町52番地　クラン佐比江501号
債務者　田邊　好男
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２８号
神戸市垂水区桃山台３丁目11番地の８
債務者　作野　真澄
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３７号
神戸市長田区五番町１丁目７番地の28、従前の住所神戸市兵庫区上沢通４丁目１番17―305号
債務者　景山　泰子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７８号
広島県安芸郡熊野町中溝４丁目19番８号
債務者　岡部　　淨
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３８号
大分県別府市北的ケ浜町４番17号　第１松浦荘２Ｆ16号
債務者　坂巻　繁広
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９号
大分県佐伯市弥生大字平井347番地
債務者　吉岡　幸輝
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
北海道小樽市星野町８番12号
債務者　松井　秀一
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部